

# 制度的アプローチの再検討

— ダグラス・ノースの国家論を中心に —

小木田 敏彦

## Institutional Approach Reconsidered:

Focusing on Douglass North's Theory of the State

Toshihiko KOGITA

### 要 旨

地域経済史とグローバル経済史は国家論を媒介として有機的に接合し得る。そこで、本稿ではその手掛かりをノース（2013）の国家論に求めた。ノース（2013）の国家論の最大の特徴は「契約説」と「収奪・搾取説」を融合している点にあり、近代日本における在来部門と移植部門の併存関係を説明するのに有効な視角となる。また、明治維新の歴史的意義を再検討するに際しても財産権の調整という壮大な展望が拓ける。

ノース（2013）は新古典派経済学批判を通じて歴史的展望のインプリケーションを得ている。資源の希少性という古典派経済学の前提を無批判にアメリカ史にも適用しているが、ハバカク・テーゼはこの考え方が事実誤認であることを示唆している。この点を修正することで、新古典派経済学への理解が深まるだけでなく、イギリス産業革命とアメリカ産業革命において国家が果たした役割についての壮大な展望が拓ける。

ハバカク・テーゼはイギリスとアメリカとで軸となる産業組織や技術進歩の方向性に違いがあったことをも示唆している。「工場制」を軸としていたアメリカでは、各産業が共通の技術的課題を抱えており、産業の壁を超えて連続的に技術のスピルオーバーが生じた。そして、イギリスを凌駕するスピードで成長を遂げ、新たな財産権の体系を生み出した。この結果、日本の輸出向在来産業は財産権の効率化を迫られた。

**キーワード：**ダグラス・ノース、国家論、財産権、ハバカク・テーゼ、技術進歩の方向性

### はじめに

現在、日本経済史と開発経済学のボーダーレス化が進展している。同時にグローバル経済史の登場により、経済史においてもボーダーレス化が同時に進行中である。拙稿（2016a）で明らかにしたように、日本経済史&開発経済学とグローバル経済史の説明体系は全く異なるが、分析理論の出発点は共通している。「市場（market）」か「企業

(firm)」かという観点に立った場合、前者が「市場」、後者が「企業」の立場を代表しているからである。よって、双方のボーダーレス化は実現可能であり、日本の近代化は双方の架け橋となる「知」のフロンティアたり得る。同様の問題意識の下、拙稿(2016b)では「適正技術 (appropriate technology)」に注目することで比較経済史的な検討を行った。これに対して、本稿では生産組織と生産技術の双方を包摂し得る歴史分析の枠組みについて検討してみたい。

日本経済史&開発経済学は地域に「市場」の原風景を求める点に方法論的な特徴がある。しかし、拙稿(2016b)で「反発型ナショナリズム (reactive nationalism)」の問題を取り扱うことができなかつたことに象徴されるように、地域経済と世界経済を無媒介に接合するアプローチには限界がある。この限界を超えるには、明治維新に関する新たな解釈も必要になる。そこで、本稿が注目したいのがノース(2013)の国家論である。拙稿(2016a)で指摘したように、たしかにグローバル経済史はノース&トーマス(1980)やノース(2013)の制度的アプローチに批判的である。しかし、蒸気機関、およびこの技術に立脚した欧米の国民経済に対して、日本がどのように対抗しようとしたのかという視点が、日本の近代化研究には不可欠なはずである。従来、この問題は自由貿易帝国主義的な観点に立った「外圧」の問題とされてきたが、本稿ではノース(2013)の国家論の観点から別の見解を提示してみたい。

ノース&トーマス(1980)は財産権理論を西欧経済史に応用した研究書であるが、財産権理論そのものの日本経済史への応用は別稿での課題としたい。これに対して、ノース(2013)は研究書というよりも、明らかに玉石混交の雑な講義ノートの体をなしている。しかし、その《玉》の部分のみを抽出すれば、まさに《知的冒険》と呼ぶにふさわしい内容となっている。そこで、その《玉》の特徴と本稿での注目点について簡単に説明しよう。まず、本稿が注目する国家論であるが、ノース&トーマス(1980)は財産権における効率性の違いを国家の限定合理性によって説明している。これに対して、ノース(2013)は効率性の異なる財産権が生成される理由を検討するために、新古典派経済学とマルクス経済学の2つの国家論を折衷した独自のアプローチを提示している。そこで、まずはこのアプローチを概観し、日本の近代化への適用可能性について展望する。

ノース(2013)を《知的冒険》と呼び得る第2の理由は、古典派経済学と新古典派経済学、マルクス経済学を理論的に再検討し、そこから得られたインプリケーションから歴史を展望しようとしている点にある。筆者も含めて地理学者や歴史学者は経済学理論に疎いのが常なので、日本においてノース(2013)の追随者が少ない最大の理由は恐らくここにある。しかし、極めてユニークな着想であるだけでなく、理論が生み出された当時の社会的状況を反映しているとすれば、ある意味で理にかなった手法だと言うこともできる<sup>①</sup>。ただし、追随しない側にも一定の理があって、理にかなった手法でも

度が過ぎれば収穫逡減の法則に囚われる。本稿ではイギリス産業革命とアメリカ経済史に関するノース（2013）の分析を地理学の立場から批判的に検討することで、以上の点を明らかにし、修正を試みたい。

ノース（2013）を《知的冒険》と呼び得る第3の理由は、自己否定につながり得る議論をも果敢に展開している点にある。ノース&トーマス（1980）は知的財産権がイギリス産業革命を惹き起こすインセンティブとなったことを示唆している。これに対して、ノース（2013）は技術進歩のペースが加速化した理由をより重視し、知的財産権が先か技術進歩が先かといった議論を展開している。言い換えれば、知的財産権が経済発展に果たす役割は、社会経済的状况により異なるということでもある。そこで、本稿ではこの議論を批判的に検討することによって、日本の近代化を検討する上で有効なインプリケーションを導き出したいと考えている。以上のテーマ選定に関しては恣意性が強く一貫性に欠けるとする批判もあろうかとは思いますが、各テーマの内的連関性は個別の検討内容と深く関係するため、一貫した戦略性があることは「おわりに」で簡潔に説明する。

## I. 国家と財産権のダイナミズム — 新たな「外圧」観 —

### 1. 新古典派経済学における2つの国家観 — 明治維新の見直しに向けて —

ノース（2013: 51）によれば、新古典派経済学には「契約説（a contract theory）」と「収奪・搾取説（a predatory or exploitation theory）」という2つの国家観が併存している。このうち新古典派経済学の主流派は「契約説」の立場に立っている。「契約説」において、国家は「社会の富を最大化する役割（the role of wealth maximizer for society）」を果たす存在とされている（ノース 2013: 51）。そして、「経済成長を実現するためには、他人との関係で個人の行動を制限する契約（a contract limiting each individual's activity relative to others）が不可欠である」という理由から、ノース（2013: 51-52）は「契約説」的な国家において「経済成長を促す効率的な財産権（efficient property rights）が発達する」と指摘している。

これに対して、「収奪・搾取説」はマルクス主義者に代表されるが、一部の新古典派経済学者もこの立場に立っている。「収奪・搾取説」において、国家は「独占利潤（rents）」の搾取を目的とした「集団・階級の代理機関（the agency of a group or class）」とされる（ノース 2013: 52）。このため、国家は「そうした集団・階級のために他の構成員から利益を搾取る（extract income from the rest of the constituents）」ために、「社会全体の富への影響を考えずに、支配集団の収入最大化につながる財産権を設定する（specify a set of property rights）」とされる（ノース 2013: 52）。ノース（2013）は言及していないものの、この状況でも恣意的な収奪を阻止する財産権

が確立されていれば、経済成長の十分なインセンティブになることを付け加えておこう。

注目されるのは、新古典派経済学的に「契約説」を突き詰めると「収奪・搾取説」になるという指摘である（ノース 2013: 95）。ここに国家論におけるノース（2013）の独創性が凝縮されている。「国家はすべての契約について第三者的な立場（the third party to every contract）にあると同時に、強制力の源（the ultimate source of coercion）でもある」（ノース 2013: 52）。このうち、強制力を発揮した国家は「ホッブズ型国家モデル（the Hobbesian model of the state）」と呼ばれている（ノース 2013: 95）。問題は「新古典派の個人にとってはルールに背くことも利益になる」ということである（ノース 2013: 96）。この場合、特定の集団利益のために強制力を発揮して、一部の集団に不利益を強要したとすれば、たしかに国家は容易に「契約説」モデルから「収奪・搾取説」モデルに変貌し得る。

ただし、ルールに従うことが利益になる場合はこの限りではない。「支配者の規定する所有構造（ownership structure）が、新古典派の成長モデル（neoclassical growth models）で想定されうような効率性の基準（efficiency standards）に合致するという特殊な場合」には、「純粋な契約説（the pure contract case）」が成立し得る（ノース 2013: 62）。つまり、「私的な収益率（the private return）を社会の収益率（the social return）に近づけ、経済成長に必要なインセンティブを働かせること」ができた場合である（ノース 2013: 21）。しかし、「純粋な契約説」モデルの国家は稀有な事例だとされているため、具体的な検討は後段に譲り、ひとまず一般に国家は「収奪・搾取説」を基調としつつ、「契約説」的な側面をも兼ね備えた存在だとするノース（2013）の国家論の検討を優先しよう。

以上の状況を、ノース（2013: 57）は「二律背反（dichotomy）」の関係と捉えている。つまり、国家はまず「支配者に入る独占利潤（the rents accruing to the ruler）を最大化する」ために、「生産要素・生産物市場（factor and product markets）の双方で所有構造（the ownership structure）を明確にし」なければならない（ノース 2013: 55）。そして、この目的の範囲内で「取引コストを引き下げ、社会の生産（output of the society）を最大化し、国家に入る税収（tax revenues accruing to the state）を増やす」必要もある（ノース 2013: 55）。しかし、本来「支配者（と支配集団）の独占利潤を最大化する所有権構造（the ownership structure）」と「取引コストを引き下げて経済成長を促す効率的な制度（an efficient system）」は根底において対立関係にある（ノース 2013: 57）。このように、国家は構造的な危機を内包しているという見方が、ノース（2013）の最も独創的な部分である。

## 2. 国家的危機の構造 — 歴史分析の枠組としての「国家」—

この場合、「契約説」的な側面が発達すると、必然的に国家は政治的に不安定化することになる。そして、不安定化に伴う政治過程は、財産権に関する国家の「調整過程 (the adjustment process of the state)」(ノース 2013: 63) と規定されている。たとえば、ノース (2013: 62) は国家的危機の本質を「支配者 (もしくは支配階級) の独占利益を最大化する財産権構造 (property rights structure)」と「経済成長を促す財産権構造」の対立状況と捉えている。つまり、旧い財産権と新しい財産権との間に調整が必要になっている状況である。このため、「マルクスの生産様式の矛盾という概念 (the Marxian notion of the contradiction of the mode of production)」の本質も、「所有構造 (ownership structure) と、技術革新 (an evolving set of technological changes) に伴う潜在利益 (potential gain) の実現が両立しない状況」と規定されている (ノース 2013: 62)。

技術革新により新たな財産権が発生したことが示唆されていることから、以上の図式では明らかにイギリス産業革命が念頭に置かれている。しかし、経済的な停滞もまた国家の不安定要素だと、ノース (2013: 63) は指摘する。この問題に関する分析から得られるシナリオは、日本の幕末期を想起させるものとなっている。ノース (2013: 63) によれば、「経済が停滞した国家 (stagnant states) でも、構成員の機会費用に変化がない場合 (as long as there is no change in the opportunity cost of constituents at home)」は「存続が可能」である。訳書では “at home” が訳出されていないが、「自国内」という条件を加味すれば、鎖国下の日本はこのケースの典型にあたる。そして、開国・開港により、幕府による独占的な海外貿易の枠組みが崩壊したため、「機会費用」に大きな変化が生じていた。

この変化によって、新たな財産権が生じれば国家的な危機が生じる得る。この危機に関して、ノース (2013: 63) は「周囲に効率的な国家があるという意味で (in the context of more efficient neighbors) 財産権が相対的に非効率な国は存続が危うくなる (relatively inefficient property rights threaten the survival of a state)」と指摘している。幕末の日本にとって、欧米列強はまさに「効率的な国家」に他ならなかった。問題は各藩がそれぞれ単独で国際市場に参入する制度が、「効率的な国家」の礎を構築し得たかどうかである。ここには従来の自由貿易帝国主義に基づく「外圧」観とは全く異なった新たな「外圧」の問題が示唆されている。その上でさらに、ノース (2013: 63) は「支配者は国が減じる (extinction) のを待つか、基本的な所有権構造 (the fundamental ownership structure) の見直しを通じて社会の取引コストを下げ、経済成長を促すかの選択に迫られる」とまで指摘している。引用中の「国」を「藩」に置き換え

れば、国際市場に参入する中で各藩が生存競争を繰り広げるといった一種の地獄絵図が思い浮かぶ。この国家的な修羅場を回避すべきだとする政治的判断がこの当時にあったとすれば、ここから明治維新を「基本的な所有権構造の見直し」の観点から再検討するという壮大な展望が拓けてくる。

また、貿易面のみならず、「武装した騎士が槍で戦う (the armed knight with lance) 騎士道の時代は終わりを告げ」、「訓練の行き届いた規律のある実戦部隊 (a trained, disciplined fighting force) と、大砲やマスカット銃など高コストの装備が不可欠になった」(ノース 2013: 253) という中世末期の西欧に関する指摘は《黒船来航》を連想させ、想像力をさらに掻き立てる。そして、この指摘に続けて、ノース (2013: 253) は経済理論を用いて「類推 (an analogy)」を行っている<sup>(2)</sup>。中世末期に西欧で軍事費が膨れ上がった状況を、「多数の中小企業が競争している産業 (a competitive industry with a large number of small firms)」において「効率的な企業の規模 (efficient-size firm) が拡大した」状況になぞらえているのである。たしかに作業仮説にすらほど遠いが、この「類推」には「財産権の保護が地方の領主 (local lords) や自主組織 (voluntary associations) から国家に移行する」(ノース 2013: 259) 過程に関する大きなヒントも隠されている。

### 3. 日本の近代化研究へのインプリケーション

以上の「類推」は戦前期における日本の紡績業の状況をもよく説明する。いわゆる「二千錘紡績」は政府主導の下で普及が図られた。その発端は 1878 (明治 11) 年 2 月に政府がイギリスに二千錘紡績 2 基を発注したことに始まる (古島 1966: 195-198)。うち 1 基は官営愛知紡績所が使用することとなり、1881 (明治 14) 年 12 月に本格的な操業を開始した。また、もう 1 基は広島紡績所が使用することとなったが、官費での建設工事が終了する前に広島県に払い下げられた。さらに、1889 (明治 12) 年には 10 基を追加発注し民間に払い下げることが決定され、いわゆる「十基紡」の計画が始まった。これとは別に、1890 (明治 13) 年には大阪と宮城に「別途払下紡績機械場」と呼ばれる二千錘紡績が開設されている。しかし、二千錘紡績はこの当時のグローバル経済における「効率的な企業の規模」に達していなかったのである。

「効率的な企業の規模」に関して、たとえばインドのムンバイでは 95 工場の平均規模が 2 万 3,800 錘であった (古島 1966: 262-265)。このため、大阪紡績会社は 1893 (明治 16) 年 7 月に 1 万 500 錘で操業を開始し、3 年後には 3 万 1,600 錘に規模を拡張している。また、明治 20 年代には紡績工場の増資と規模拡大が進展し、いわゆる「一万錘紡績」が各地で設立された。後述するように、こうした巨大資本が加盟する紡績連合会は「支配集団」の一翼を担っており、インド原綿の輸入に対する輸入関税免除の運動を展



開していった。さらに「紡績連合会は渋沢栄一を介して、日本郵船会社と交渉し、1カ年5万俵の輸送を連合会が保証することによって、日本郵船はボンペー・日本間の新航路を開くことを決定」し、1899（明治22）年11月より就航を開始した（古島1966: 325）。この結果、インド原綿の輸入は急増の一途を辿ることとなる。

こうした動向に対して、綿作農民は1896（明治29）年まで反対運動を繰り返した。しかし、結局、関税撤廃を阻止するには至らず、綿作の衰退を食い止めることはできなかった。このように、明治政府は紡績連合会という「支配集団」の収入を最大化させるような財産権の設定を行ったのである。「支配集団」に関して、たとえば創業時の大阪紡績会社の出資金25万円のうち10万6,500円は17名の「華族資金」であり、渋沢栄一が「華族を説得しての大口出資」に成功したことで「各界の有力者が動かされ」て追加の出資が実現している（古島1966: 364）。政府が中立的な「第三者」であるためには、「政治システムの利用コストを極めて高いものにする」（ノース2013: 342-343）以外に方策はない。しかし、その利用コストは綿作農家にとって負担し得ない費用だったのに対して、「支配集団」の利益を代表する紡績連合会には容易に負担できるものであった。

ノース（2013）の国家論に立てば、有閑階級である「華族」こそ「支配集団」と呼ぶにふさわしい。「華族」のうち大名華族は旧支配階級であったが、そもそも「華族」という身分は版籍奉還に対する見返りであって、この改革の本質な部分は種々の特権の交換取引にあったと考えられる。また、中央集権化の過程で、明治政府は「競争上の制約（a competitive constraint）」（ノース2013: 61）に直面せざるを得なかった。旧大名は多くの家臣を抱えており、明治政府にとってこうした家臣団は「別の支配者への鞍替えが可能な集団（groups with close access to alternative rulers）」（ノース2013: 61）だった。したがって、もし旧大名に「富や利益の面で不利な財産権を設定すれば、支配者は立場が危うくなる（the ruler will be threatened）」（ノース2013: 61）。つまり、特権の交換取引は不成立に終わったと考えられる。したがって、権力基盤を安定化させるために、財産権構造に旧大名への配慮を反映させる必要があったことは確かであろう。

大阪紡績会社は一例に過ぎないが、「華族」が経済的な面で財産権に依存している状況は国家の安定性に大きく寄与したと考えられる。他方で明治30年代に入ると紡績会社の吸収・合併が本格的に進展する。まさに「生存競争が激化し、必然的に企業が減り、適正規模の大企業（large firms of optimum size）が生き残る」のだが、「この新たな均衡状態も不安定（unstable）であ」った（ノース2013: 254）。この結果、紡績資本は政府との結びつきをさらに強めていった。しかし、この間、在来産業の大半は依然として「多数の中小企業が競争している産業」のままであり、同業組合などの「自主組織」による「財産権の保護」が効率的であった。このため、在来部門に眼を向けると、明治政府の「契約説」的な側面が際立つことになる。このように近代部門と在来部門は好対

照をなしており、明治政府もまた「収奪・搾取説」を基調としつつ、「契約説」的な側面をも兼ね備えた存在であったと見ることができる。

ただし、ノース（2013）の国家観では、「自主組織」による「財産権の保護」の問題が死角に入っている。国家と「自主組織」との間の「交渉過程（the bargaining process）」（ノース 2013: 239）という発想はあっても、「自主組織」内の「交渉過程」、あるいは自生的ルールの効率性という発想に欠けるからである。このため、ノース（2013: 82）は「権限を駆使しない形態の組織（non-authoritative, organizational forms）」と「統制の取れた階層的な企業構造（the disciplined hierarchical firm）」の効率性を問題視し、「米国の経済史（American economic history）を振り返」った時、「ユートピア的な組織、協同組織など、実験的な形態の組織（utopian, cooperative, and other experimental organizational forms）」は数多あるが、「普通の企業（the traditional firm）と競争して生き残っている」例は多くないと批判的である<sup>3)</sup>。したがって、今後は近代日本の豊富な事例をもとにして、この自生的ルールの効率性という死角を補っていく必要がある。

## II. 経済学理論からのインプリケーション — 国家と技術進歩について —

### 1. 「純粋な契約説」の具体例 — 新古典派経済学誕生に関する制度派の見解 —

19世紀初頭のアメリカは「契約説」が妥当する国家の典型であった。「マルサスの制約（the Malthusian checks）」に直面していない社会に関して、ノース&トーマス（1980: 31）は「豊富な土地があるところでは、私のおよび社会的な利益と費用とは大体において等しかった（in a world of abundant land, private and social benefits and costs were approximately equal）」と述べている。しかし、人口増加とともに土地という資源は希少化する。そして、「すべての優良地が耕作され、収穫逡減が始まると、私のおよび社会的費用・便益（private versus social costs and benefits）は急速な乖離（a sharp divergence）を経験する」（ノース&トーマス 1980: 31）。以上は中世の西欧に関する記述であるが、19世紀初頭のアメリカは近代国家でありながら、豊富な土地や森林、水力といった資源に恵まれていた。

また、建国当時の合衆国憲法は、イギリスの伝統である「強大な国家への根深い不信感（the deep distrust of a powerful state）」を受け継いでいた（ノース 2013: 340）。このため、国家による財産権の侵害を厳しく制限していた。こうした態度は「対立する集団（conflicting groups）に財産権を再編する政治権限（access to political restructuring property rights）を認めれば、他の集団やシステムの存続（the viability of the system）を犠牲にして、富と所得の再分配（redistribute wealth and income）



に乗り出す」という現実主義的な懸念に起因していた（ノース 2013: 341）。つまり、集団間の収奪・搾取による社会的な混乱が懸念されていたのである。このため、こうした混乱を回避するために、憲法によって「社会集団が政治過程を通じた富と所得の再分配を目指しても（efforts toward redistributing wealth and income through the political process）、利益が得られない構造をつくらうとした」のであった（ノース 2013: 342）。これは政治的不安定性の火種を抱えていたからであった。

アメリカは独立戦争時代から、北部と南部とで異なる財産権構造が政治的な潜在的な不安定要素になっていた。北部では「個人の土地所有（individual land holdings）」を特徴としていたのに対して、南部では奴隷を使用するプランテーション大農園が発達していた<sup>(4)</sup>ためである（ノース 2013: 266）。このため、ノース（2013: 343）は「奴隷制の廃止（the abolition of slave）」を「19世紀の大きな財産権の変更（the one major change in property rights）」だと述べている。しかし、建国当初、北部と南部の対立は豊富な土地資源のために回避されていた。合衆国憲法で財産権を安定化させ、その構造の効率性を競うことなく双方が経済成長を実現したのである。しかし、成長の結果、資源の希少化が危惧され始め、財産権の調整が政治問題化した。これが財産権理論の観点から見た「南北戦争（the Civil War）」の歴史的意義であり、この調整後に政治過程を媒介とした「富の再配分（redistribution of wealth）」が実現される国家へと変貌を遂げていったのであった（ノース 2013: 343）。

新古典派経済学は財産権の安定化によって誕生した。財産権が安定し「市場が何の制約も受けずに拡大していた時代（a historical context of growing, unfettered markets）」に、私有権システムの中で行われる交換取引（exchange within a system of private property rights）を土台（cornerstone）に理論を構築したのであった（ノース 2013: 345）。このため、新古典派経済学者の「最大の関心事（main concern）」は「経済効率（economic efficiency）」にあった（ノース 2013: 345）。注目されるのは、憲法解釈そのものが新古典派的であったという事実である。たとえば、憲法解釈において「どのような権利侵害が法的に正当と認められるのか（what constitutes legally justifiable injury）」は対立する財産権の利用（conflicting property uses）で相対的にどちらが効率的かを最大の判断基準（paramount test）とすべきだ」とする考え方に基づいていた（ノース 2013: 344）。したがって、南北戦争も「新古典派の理論と同じ効率基準（the same efficiency criteria）」（ノース 2013: 344）に基づいていたことになる。そして、前述のように、南北戦争を機に国家は次第に様々な利益団体の代理機関と化していったのであった。

以上の制度的条件の下でアメリカ資本主義が成長軌道に乗ったことは、「コストゼロで執行できる完璧に規定された所有権（perfectly specified and costlessly enforced

property rights)」(ノース 2013: 21) の存在を示唆している。この問題に関しては、恐らくは各州が大きな役割を果たしたものと推察されるが、残念ながら「十三州連合時代 (the period of confederation) の各州の行動 (the behavior of the individual states)」(ノース 2013: 340) に関する詳細な検討は割愛されている。その代わりに、ノース (2013: 122) は「古典派の陰鬱な理論 (the pessimistic model)」と「新古典派の明るい理論 (the optimistic model)」の対照性に「経済史を考える上で」の「大きなヒント (powerful insights)」を求めている。この「陰鬱な理論」とは「マルサスの制約」下の状況を暗示している。しかし、直観やアナロジーに過度に頼った分析は危険を伴う。たとえば、植民地時代のアメリカでは「労働力不足 (the scarcity of labor)」と「資源状況 (the resource endowments)」が「様々な結果を招き」ていた (ノース 2013: 266)。こうした状況を前提にすれば、「明るい理論」に関してノース (2013) とは異なる解釈が得られる。

## 2. 技術進歩に関するオルタナティブな視点 — 新古典派批判の新たな展開 —

ノース (2013) の議論を注意深く検討すると、ある興味深いインプリケーションが得られる。地理学的に言えば、古典派経済学と新古典派経済学の違いは地理学における地人相関論の領域に属する。新古典派経済学は南北間の潜在的な政治的緊張関係のみならず、人口に対して豊富な土地や森林という資源、あるいは豊富な水力資源を背景として誕生した。つまり、新古典派経済学は「マルサスの制約」という前提を取り払い、古典派経済学をアメリカ化することによって誕生したと見ることができるのである。ノース (2013) による新古典派経済学批判にはこの解釈を裏づける指摘がある。「個人が選択すると、望んだ通りの結果が出ている (coincidence between people's choices and the desired results)」(ノース 2013: 21) という前提への批判である。ノース (2013: 22) は「至るところでモノが不足している状態 (ubiquitous scarcity) では、競争を通じて非効率的なものが消え、相対的に効率の良い制度・政策・個人行動が存続する」という基本認識に立っている。しかし、新古典派経済学がモノ不足や「マルサスの制約」を想定していないとすれば、この前提はまさに《アメリカン・ドリーム》を指していると解釈することができるのである<sup>(5)</sup>。

そこで以上の反批判を前提として、ノース (2013) が「明るい理論」の核心部分であると規定する技術進歩の問題について検討しよう。人類は技術進歩によって「マルサスの制約」を克服したという揺るぎない信念の下で、ノース (2013: 312) は「新古典派の薔薇色の理論 (optimistic assumption)」に説得力が生まれた原因が「科学と技術が融合 (the wedding of science and technology)」したからだと指摘している。そして、この融合を後押ししたのが「財産権の進化 (the evolution of property rights)」

であり、「私的な収益率 (the private rate of return) を社会の収益率 (the social) に近い水準にまで引き上げた」と議論を展開している (ノース 2013: 314)。この場合の「私的な収益」とは発明家の収益を指し、「社会の収益」とはその発明によって社会にもたらされた収益を指す。そして、「財産権」とは「社会の収益」の一部が発明家に還元される仕組みであって、実はここで財産権理論という切り札を展開しているのである。

そして、以上のような前提に立って、ノース (2013: 293) は「なぜほとんどの古典派経済学者は周囲で起きている産業革命を見逃したのか (Why did most classical economists miss the Industrial Revolution while living through it?)」という刺激的な問いかけを行っている。この問題に対する解答は急激な変化ではなかったという凡庸で自由主義的な産業革命観の繰り返しであって、読者の期待を完全に裏切る結果となっている。しかし、ノース (2013) に代わって、この問題を掘り下げて検討すれば、次の2つの要因が決定的に重要であったと考えられる。要因のひとつは、明らかに当時のイギリスの財産権構造にあった。産業革命によって新たな財産権が発生し、アダム・スミスは重商主義批判という形で財産権を調整する必要性を訴えていた。しかし、航海法に象徴されるように、当時のイギリス国家は地主や商業資本家の歴然たる代理機関であって、経済成長を促す効率的な財産権への調整に消極的であった。加えて、ナポレオン戦争終結後には穀物法も制定され、旧い財産権が強化されることとなった。以上のような政治的状況を勘案すれば、イギリスの産業資本家が技術進歩による発展という未来を夢想し得る状況にはなかったように思われる。

この見解を裏づけるように、マーシャル (1965: 147) は「新しい組織とともに大きな弊害が起こった (the new organization was accompanied by great evils)」と指摘している。たとえば、「アメリカ植民地の独立にすぐつづいてフランスとの戦争 (the great French war) が起こり、この開戦時にイギリスの蓄積された富の総額以上の戦費 (more than the total value of the accumulated wealth she had at its commencement) を消耗することになった」(マーシャル 1965: 148)。また「未曾有の一連の凶作 (an unprecedented series of bad harvests) が起こってパンの価格をおそろしくつりあげ」、「救貧法関係の行政 (a method of administration of the poor law)」が「人々の独立心と活気 (the independence and vigour of the people) をむしばむ」結果になった (マーシャル 1965: 148)。そして、こうした災禍の原因が「無制限な競争の急激な導入 (the sudden outbreak of unrestrained competition)」に帰せられていたため、イギリスの「自由企業 (free enterprise)」は十分に活躍できる社会的環境になかったのである (マーシャル 1965: 148)。

もうひとつの要因は技術進歩の方向性が予測不能であったことである。知的財産権は確かに技術開発のインセンティブとなるが、技術進歩の方向性は社会経済的状况により

大きく左右される。たとえば、人類史に多大な影響を及ぼした発明に鉄道がある。しかし、交通革命は予測不能であった。周知のようにその偉大な足跡は、1825年にジョージ・スティーブンソンがロコモーション (Locomotion) 号を開発したことに始まる。しかし、レールの強度不足のために実用化は見送られたものの、それに先立つ1804年にリチャード・トレビシックは鉄製レール上を走行する蒸気機関車ペナダレン (Penydarren) 号を発明している。この両者の明暗を決したのは穀物法であった。産業革命期のイギリスでは輸送用に広く馬が使用されていたため、穀物高騰のしわ寄せは飼料代や輸送費にまで及んだ。この結果、「安い石炭と高い飼料」という相対価格の変化が生じ、「機械力による畜力の代替を刺戟した」のである (シヴェルブシュ 1982: 6)。皮肉にも新しい未来は古い財産権の強化により切り拓かれたのであった<sup>(6)</sup>。

アメリカにおける技術進歩にも方向性が存在した。しかし、イギリスとは異なり、その方向性はいわば《技術開発というフロンティアにおけるマニフェスト・デスティニー》と呼び得るものであった。グローバル経済史のアレン (2012: 110) は、アメリカでは「フロンティアに自由にできる土地が潤沢に存在したことが実質賃金を高めることになった (the abundance of free land on the frontier generated high real wages)」という「ハバカク・テーゼ (Hubakkuk thesis)」<sup>(7)</sup>を論拠に、「1人あたりのGDPを引き上げ、賃金をさらに押し上げることになる労働節約型技術を創出するビジネスを誘発した (induced businesses to invent labour-saving technology that pushed up GDP per head and ultimately raised wages even further)」と指摘している。つまり、土地と労働力の相対価格を比較した場合、イギリスでは《高い土地と安い労働力》という状況であったのに対して、アメリカでは《安い土地と高い労働力》という状況であった。

《安い土地と高い労働力》という状況であろうと、大半が自営業者であれば私的収益率と社会的収益率はほぼ一致するため、イギリスとの間に大きな違いは生じない。しかし、労働者を雇用して生産規模を拡大しようと試みた瞬間に状況は一変する。仮に労働者「1人あたりのGDP」の上昇率を私的収益率とし、この労働者を雇用する工場や農園の合計的な収益率を社会的収益率としよう。この場合、《安い土地と高い労働力》という状況であるため、必然的に私的収益率が上昇するのに対して、社会的収益率は下落する傾向にある。一般に私的収益率と社会的収益率の乖離は「外部性 (externalities)」と呼ばれるが、この「外部性」は「労働節約型技術」を導入することによって容易に内部化され得る。このため、アメリカでは市場が技術開発の牽引役となっており、技術進歩に「労働節約型技術」という方向性が定められていた。このように、イギリスとは対照的にアメリカでは「技術的發展の方向 (the direction of technological development)」(ピオリ&セーブル 1993) が明確であった。

### 3. 産業革命論に対する批判的検討 ― アメリカとイギリスの比較経済史 ―

アメリカでは「技術的發展の方向」が生産組織をも規定していた。「労働節約型技術」を導入すれば、必然的に「工場制 (the factory system)」が成立するからである。イギリス産業革命に関して、ノース (2013: 304) は「作業場の集約に向けた緩やかな動き (the gradual move to central work places) は、中央動力源 (a central power source) の開発では説明できない」と指摘している。「緩やかな動き」とされているのは、「家内制手工業 (handicraft) → 問屋制家内工業 (putting-out system) → 工場制」への移行に 300 年以上を要したからである。たしかにこの緩やかさには前述の財産権構造が少なからず関係しているかも知れない。しかし、より重要なのはアメリカの綿工業がこうした発展段階を辿らずに、短期間で「家内制手工業」から「工場制」への移行を遂げたこと、そして「工場制」の成立が「中央動力源の開発」、つまり豊富な水力資源を求めて立地選択で説明できることである。そして、この 2 点はさらに南北戦争後におけるアメリカの急成長をもよく説明し得るのである。

「労働節約型技術」を使用し、商業的に成功した最初の工場は、1793 年にサミュエル・スレーターが設立した紡績工場であった (アレン 2012: 111)。スレーターは「アークライト工場に徒弟として雇われていたイギリスの青年」であり、ロードアイランド州パウタケット (Pawtucket) のブラックストーン河畔 (Blackstone River) にアークライト型紡績機を備えた工場を建設した (小原 1965: 167-168)。その後、パウタケットには 1800 年までの間に新たに 29 工場が設立され、1810 年にはニューイングランド全体に広まって、既設工場が 62、建設中のものが 25 を数えるに至った。ただし、綿工業は農村工業として普及し、「初期の木綿工場は紡績だけであって、織布はまったく手織の方法によった」だけでなく、「木綿工場はしばしば、製粉、毛織物、製靴等の他の工場と共通に使われていた」 (小原 1965: 168)。したがって、豊富な水力資源は必要とされておらず、基本的には「家内制手工業」の段階にあった。

しかし、ナポレオンによる大陸封鎖への対抗措置として、イギリスが海上封鎖を行ったことが、アメリカ綿工業にとって大きな転換点となった。多くの商船を軍事転用せざるを得なかったために対米輸出が滞り、イギリスではラダイト運動が発生したのに対して、アメリカは輸入代替工業化が本格化した。転機の先駆けは 1813 年にマサチューセッツ州ウォルサム (Waltham) に設立されたボストン製造会社 (the Boston Manufacturing Company) であり、この会社は「紡績と織布の一貫工場 (an integrated spinning and power weaving mill)」を経営していた (アレン 2012: 111)。この結果、工場の立地傾向にも変化が生じ、「従来のような小工場を動かしていた細流は、もはや、新しい大工場の動力源として不適當になり、工場は、ますます大河川の沿岸に集中する

傾向が生じた」(小原 1965: 169)。たとえば、ボストン製造会社はチャールズ川 (Charles River) の水力では不十分となったため、山間地の豊富な水力資源を求めて「1820年にメリマック川流域の地に工場敷地を買い入れ、かつての僻村から、ローウェル Rowell という工場町を発生せしめた」(小原 1965: 169)。

ローウェルは1850年にはローウェル運河沿いに38の大規模工場が立ち並ぶアメリカ綿工業の中心都市に成長していた。そして、成長の結果、再び水力不足に陥ったために、1845年にメリマック川 (Merimack River) の下流にローレンス (Lawrence) という工業都市も建設されている。このように、アメリカ綿工業は、水力という「中央動力源」を工場立地により「開発」することによって、「技術変化が工場制の導入につながった (from technological change to the factory system)」(ノース 2013: 305) 典型例なのである。力織機化による労働生産性の向上によって労働者の収入が上昇すれば、労働市場において「金銭的外部性 (pecuniary externality)」が生じる。「労働節約型技術」は「高賃金経済 (high-wage economy)」(アレン 2012) の所産であるが、技術導入により「高賃金経済」化に拍車がかかったことになる。アメリカ資本主義はまさにこのような循環の中で成長を遂げたのである。このため、もともと「低賃金経済 (low-wage economy)」を存立基盤とする「問屋制家内工業」は、アメリカにおいて優位性を保ち得なかったのである。

### Ⅲ. イノベーションと財産権の関係性

#### 1. 分業のメリットとイノベーション

イギリス産業革命とアメリカ産業革命の違いは、イノベーション過程を検討する上でも重要である。イギリス産業革命におけるイノベーション過程に関して、ノース (2013: 306) は「分業が進んだ (increased specialization) 結果、組織・機構のイノベーション (organizational innovations) が起き、それが技術変化 (the technical change) を促した」と分析している。分業がイノベーションを促進するという考え方は古くから存在する。たとえば、アダム・スミス (2000: 31) は「労働がそれほどにも容易になり短縮されるようなすべての機械の発明が、もともとは分業に起因するものであったように思われる (the invention of all those machines by which labour is so much facilitated and abridged seems to have been originally owing to the division of labour)」と述べている。また、そうした機械の多くが「ふつうの職人の発明であった (the inventions of common workmen)」とも述べている (スミス 2000: 32)。

工場制手工業の記述として名高い「ピン製造の職業 (the trade of the pin-maker)」に関しても、「そこで使用される機械 (the machinery employed in it)」の「発明も



おそらく同じ分業が引き起こしたもの (to the invention of which the same division of labour has probably given occasion)」だと述べている (スミス 2000: 24)。このため、分業のメリットのひとつとして、アダム・スミス (2000: 29) は「労働を容易にし、省略し、一人で多数の仕事ができるようにする多数の機械の発明 (the invention of a great number of machines which facilitate and abridger labour, and enable one man to do the work of many)」をあげている。マーシャル (1966: 235) もこの見解を支持している。彼は、このように市場の拡大によって「分業の進展 (subdivision of labour)」が生じ、「機械の改良 (the improvement of machinery)」につながるイノベーション過程を「一般的な準則 (a general rule)」とまで呼んでいる。

ノース (2013: 305) はイギリス産業革命が「問屋制家内工業」から「工場制」への移行を通じて生じたと考えている。しかし、産業革命は必ずしも「問屋制家内工業」の終焉を意味しなかった。イギリスにおけるイノベーション過程を検討する上でより重要なのは、「問屋制家内工業」もまた分業のメリットを享受し得たということである。たとえば、スミス (2000: 32) は「機械を造ること」を「特定の職業 (the business of a particular trade)」とする「機械製作者 (the makers of the machines)」について言及している。つまり、社会的分業が進展し、機械の市場も成立していたのである。このため、「きわめて遠隔な地方に住んでいる他の職人の所へ原料を輸送する (transporting the materials)」状況にあった毛織物業に関して、羊毛を刈る鋏のような「ごく単純な機械 (very simple machine)」から、船や水車、織機といった「複雑な機械 (complicated machines)」に至るまで様々な機械が使用されている状況にも言及している (スミス 2000: 34)。このように、「問屋制家内工業」においても、イノベーションは着実に進展していたのである。

このため、イギリス産業革命期にすべての産業分野が「工場制」に移行したわけではなかった。ノース (2013: 304) も「イギリスでは 1820 年代になっても、まだ問屋制が主流だった」と指摘し、その産業分野のひとつとして「小さな金属製品 (small metal wares) の生産」をあげている。スティグラー (1975: 177) によれば、「金属業の中心地であるバーミンガム (Birmingham) では、特化 (specialism) が信じられないほどに進んでいた」。1860 年頃の銃器製造業者の大半は小さな区域の中で働いており、産業集積により最先端の地位を築いていた。このうち、「鉄砲作りの親方 (the master gun-maker)」が「工場や作業場を所有することはまれであり、通常は「倉庫 (a warehouse) を持っているだけ」であった (スティグラー 1975: 178)。そして、その主な仕事は銃の各部品を「材料製作人 (material-makers)」から購入し、購入した部品を一連の「組立人 (setters-up)」に手渡すことであった (スティグラー 1975: 178)。「材料製作人」は各部品とも独立した生産者であり、組立人も工程別にそれぞれ専門の職人が

存在していたのであった。

これは見事な「問屋制家内工業」である。しかし、こうした分業体系は古い財産権の体系になりつつあった。たとえば、スティグラー（1975: 178）はその後の銃器製造業では「アメリカの生産技術革新（American innovations in production techniques）が革命的であり、「バーミンガムにおいて採用されていた組織（the organization in Birmingham）が、技術革新のための実験を行わしめる条件（provision for technical experimentation）に欠けていた」と指摘している。ここで何より重要なのは、イギリスとアメリカとで産業組織の設計アーキテクチャに根本的な違いがあったということである。1854年に設置されたイギリス議会の小委員会に対して、アメリカの銃器製造業者サミュエル・コルトは「機械で生産できないものは何もない（there is nothing that cannot be produced by machinery）」と断言している（ハウシュエル 1998: 28）。この言葉は製造業が「労働節約型技術」に依存せざるを得なかったアメリカ経済の状況を表現しているが、それ以上に「工場制」と「問屋制家内工業」との間にある決定的な違いをも反映しているのである。

## 2. イノベーションの加速化について

分業に伴って技術進歩は専門化・細分化の方向に向かう。技術進歩もこの方向に沿うため、発明される機械は基本的に汎用性に乏しいものとなる。これに対して、アメリカで発達した工作機械は逆に汎用性の高さを特徴としていた。いわゆる「アメリカ式製造方式（the American System）」として結実する継続的な技術進歩の特徴は「技術的収斂（technological convergence）」（Rosenberg 1976）にあった。アメリカではあらゆる製造業の分野において「労働節約型技術」に対する社会的需要が大きく、多くの製造業が金属加工部門において共通の技術的課題を抱えていた。このため、ある産業分野において何らかの技術的課題が解決されると、その技術を具現化した工作機械が他の産業分野にも急速に普及した。この結果、技術進歩が目的論的に展開したかのように思えるのである。たとえば、アメリカは1830年代半ばには既に蒸気機関車の輸入代替工業化を果たした。しかし、1820年代当時、アメリカに工作機械産業は存在しなかったのであって、当初、蒸気機関車を製造していたのは紡織工場に併設され、紡績機や力織機を製造・販売していた機械製造工場であった<sup>(8)</sup>。つまり、紡績機や力織機製造で蓄積された技術を蒸気機関車の製造に応用したのである。

銃器製造業で開発された工作機械も、縫製用ミシンや自転車、自動車産業の発展を技術的に後押しすることになった。したがって、「新技術の開発に伴う社会的な収益率（the social rate of return from developing new techniques）」（ノース 2013: 298）は非常に高かったことになる。しかし、「技術的収斂」は「工場制」が普及し、技術的

課題を共有する中で生じており、分業の結果ではない。この意味において、特殊アメリカ的な技術進歩であった。また、「技術的収斂」は知的財産権の設定に起因するものではなく、Rosenberg (1976: 18) は技術進歩が「無料の技術的投入 (free technological inputs)」, つまり「公共財 (public goods)」となったと指摘する。新開発の技術が他の産業に急速に普及することによって、「技能と技術的知識の共有資源 (the pool of skill and technical knowledge)」(Rosenberg 1976: 19) が誕生し、共有資源を拡大する過程で産業間に技術面での活発な相互作用が見られたのである。このように、「技術的収斂」は国民的規模での技術的な「学習過程 (learning process)」(Rosenberg 1976: 17) でもあった。

南北戦争後のアメリカは、イギリス産業革命と同様に、「技術変化のペース (the rate of technical change) がなぜこの時代に加速したのか」(ノース 2013: 300) という問題を検討する好材料を提供していると言える。過去の「景気拡大の時代 (eras of economic expansion)」における「急激な技術変化 (an increase in the rate of technical change)」に関して、ノース (2013: 299-300) は仮に「イノベーションに財産権が設定されない場合 (in the absence of property rights over innovation)」であろうと、「市場規模が拡大すれば (with larger markets), イノベーションの私的な収益率 (the private return upon innovation) が増す」と指摘している。イギリス産業革命を牽引したのが輸出市場の拡大であり、「問屋制家内工業」は分業を拡大することで対応した。この結果、イノベーションも進展したが、特定の工程に特化し、汎用性に乏しい工作機械が開発されていった<sup>9)</sup>。これに対して、南北戦争後のアメリカにおいては鉄道建設を起爆剤として拡大した国内市場が牽引役を果たした。また、経済発展の初期段階から「工場制」が普及し、各産業分野間で技術的課題が共有されていたため、アメリカで開発された工作機械は汎用性が高かった。

アメリカが急成長を遂げることができたのは、このように「技術変化のペース」の点で「工場制」が「問屋制家内工業」より優れていたからである<sup>10)</sup>。そして、急速な技術進歩によって、新しい財産権も誕生した。「大量生産と大量流通の統合 (the integration of mass production with mass distribution)」が企業にとって死活問題となったため、「アメリカ企業の経営革命 (the managerial revolution in American business)」が生み出された (ノース 2013: 319)。この変革の本質は一連の「ルールとルールを守らせる手続き (a set of rules and compliance procedures)」とを編み出し、「新しい技術に付随する取引コスト (the transaction costs attendant on the new technology) を削減しようとした」点にあった (ノース 2013: 319)。こうした新しい財産権が求められていたのは「新しい技術の潜在力 (the productive potential of the new technology) を活かす」ために、「職種・地域の両面で未曾有の規模の特化と分

業 (both occupational and territorial specialization and division of labor)」が必要とされていたからであった (ノース 2013: 319)。そして、この結果、国家の経済政策は市場合理的な性格を強めていくこととなった<sup>(11)</sup>。

### 3. 近代日本との接点 — 技術進歩から制度的進化へ —

このように、アメリカでは市場の拡大が技術進歩のペースを牽引すると同時に、技術進歩が市場の拡大を後押ししていた。つまり、「新たな技術の登場で輸送コストと情報コスト (transportation and information costs) が下がるにつれ、地方や国内にとどまらず、世界的規模で特化 (regional, national, and world-wide specialization) が進んだ」(ノース 2013: 324)。交通革命の時代を代表する「新たな技術」は鉄道と通信の技術であった。この「新たな技術」の歴史的意義を検討するに際しては、日米間における同時代的な相互作用という観点が不可欠となる。たとえば、一方で日本の側から見た場合、1869年にアメリカ初の大陸横断鉄道が完成したことによって、輸出品に関する「輸送コストと情報コスト」を大幅に軽減された。他方でアメリカ側から見た場合、大陸横断鉄道が国内において西部開拓を本格化させただけでなく、実は日本・中国から大量に輸出された生糸の輸送費がもともと人口希薄な地域に建設された鉄道を《ドル箱》路線に変えてもいた。この結果、アメリカでは大陸横断鉄道建設ラッシュが起こり、シルク・トレインが誕生する一方でフロンティアの消滅が急速に進展していった。そして、アメリカ資本主義の発達に刺激され、日本では各地に製糸業や羽二重等に「特化したマーシャル的な「産業地域 (industrial district)」の形成が促され、そうした在来産業が日本社会の「離陸 (take-off)」を牽引したのであった。

ここで肝心なのは、この「離陸」を実現するために、日本の在来産業が「アメリカ企業の経営革命」の要請に応える市場制度を整備しなければならなかったということである。具体的には製品の均質化に対する要請であって、この点は従来から指摘されてきた問題ではある。前述のように、ノース (2013) は「自主組織」の役割を考察の対象外としているが、均質化による市場の効率化という問題に新たな可能性を切り拓き得る視点も持ち合わせている。たとえば、ノース (2013: 299) は「商標 (trade mark), 著作権 (copyright), 企業秘密 (trade secret), 特許法 (patent law) は発明者や刷新者 (the inventor and innovator) に一定の独占権 (some degree of exclusive rights) を与える」ものであるが、その意義については100年以上も論争が続いていると指摘している。ノース (2013) はこれらのうちで特許権を最も重視しているのだが、同時に特許法そのものよりも「非人格的な法体系を確立・執行 (the development and enforcing of a body of impersonal law) して、財産権を規定する契約を保護・執行すること (protecting and enforcing contracts in which property rights are specified)」

の方が重要だとも述べている（ノース 2013: 299）。ここには「自主組織」による「財産権の保護」の問題も含まれ得る。

この観点に立った場合、日本の在来産業の発展に対して「商標」による財産権の確定が果たした役割が注目される。ひとつには各地の同業組合がそれぞれの「商標」を用いていたからであり、もうひとつにはアメリカにおける急速な技術進歩が日本にとっては技術格差の拡大を意味していたからである。当面の間、日本には《しなやかな近代化》の選択肢しか残されておらず、同業組合政策は《技術後進国》である日本の近代化の成否を大きく左右した。実際、準則組合である福井県絹織物同業組合は、「商標」制度に品質検査体制を組み合わせることで、輸出羽二重市場で高い信頼を獲得することに成功し、1897（明治 30）年に制定された重要輸出品同業組合法のモデルになった。その後も品質改善の試みが継続的に行われ、1909（明治 42）年に福井県絹織物同業組合は羽二重の等級検査を県に移管し、生糸の品質検査に着手した。生糸の品質は「肉眼鑑定に至難」であって「器械鑑別に依るの外なし」の状況であった（川俣絹織物同業組合 1910: 99）。このために不正取引が横行し、地域的な対応が求められていたのである。

生糸の品質検査により、不正取引が抑制され財産権の効率性が高まる。ある地域が粗製濫造という手段によって私的な収益率を上げようとしたために、その製品市場の縮小という形で産業全体の収益率が低下し得る。こうした「外部性」を「内部化」する制度的な仕組みが、同業組合による「商標」の使用であった。したがって、「商標」制度が円滑に機能することにより、産地間での財産権の効率性の違いが市場メカニズムを通じて顕在化する状況が生まれた。羽二重産業の先進地は桐生・足利地方であったが、後進地である福井・石川両県が市場におけるシェアにおいて大きく凌駕する結果になった。この理由に関しては環境可能論<sup>(12)</sup>や近代化への志向<sup>(13)</sup>の強弱といった解釈が試みられてきたが、財産権の効率性における地域差という説明が最も説得的であるように思われる。このように、日本の輸出部門は需要の拡大期にあってモノ不足の状態にはなかったが、「相対的に非効率な制度が消え、効率的な制度が残る（more efficient organizational forms will replace less efficient）」（ノース 2013: 88）ことになった。

## おわりに

表面上、ノース（2013）とグローバル経済史は方法論的に対立している。しかし、日本の近代化は双方を媒介し得る「知」のフロンティアであり、媒介に際してはノース（2013）に立脚しつつ、グローバル経済史と方法論上の接点を模索する必要がある。こうした問題意識から、本稿ではまずノース（2013）の国家論に注目した。一般的な状況として、新古典派経済学では「契約説」が主流であるが、一部ではマルクス経済学的な



「収奪・搾取説」も支持されている。ノース（2013）は財産権理論を応用することで、「収奪・搾取説」を古い財産権によって支配集団の利益最大化を最優先している側面と捉えると同時に、「契約説」を新たな財産権が発生しつつある状況と捉えた。そして、本稿では以上の両面性を有する国家論は明治期の日本や産業革命期のイギリスをよく説明することを明らかにした。

経済学の諸理論を批判的に検討することで、歴史分析へのインプリケーションを得ようとする試みにおいて、ノース（2013）は19世紀初頭のアメリカが「マルサスの制約」にあったことを大前提としていた。しかし、グローバル経済史のアレン（2012）と同様に、ハバカク・テーゼに立脚してこの前提を覆し、ノース（2013）の新古典派批判を再検討すると、イギリス生まれの古典派経済学をアメリカ化することで新古典派経済学が誕生したというインプリケーションを導き出すことができた。また、イギリスとアメリカにおける土地と労働力の相対価格の違いは、両国における技術発展の経路だけではなく、生産組織の発展経路をも大きく規定するものであった。そして、こうした違いから、イギリスとアメリカにおける技術進歩のペースに大きな違いが生じたことも説明できた。

急速な技術進歩によって、企業は大量生産と大量流通を統合する必要に迫られた。この結果、19世紀後半にアメリカでは新たな財産権が誕生した。一方で技術後進国となった日本において、この財産権は在来産業の近代化を規定する役割を果たした。在来産業の近代化において中心的な役割を果たしたのが同業組合であり、新たな財産権の要請に応えるべく製品の均質化に取り組んだ。この取り組みの中で同業組合が用いた商標によって、産地ごとの財産権の効率性が浮き彫りになり、この結果、財産権が非効率な産地は財産権が効率的な産地によって市場で淘汰されていった。そして、アメリカと日本が急成長を遂げる際に、その起爆剤となったのがアメリカ大陸横断鉄道であった。

以上がノース（2013）を批判的に検討した結果である。冒頭で地域経済と世界経済を無媒介に接合するアプローチには限界があると述べたが、国家を介在させる際に本稿が通目したのは「相対的に非効率な制度が消え、効率的な制度が残る」という命題である。本稿ではこの命題をまず幕末の日本に適用し、最後に羽二重産業に適用した。しかし、モノ不足を前提とした命題であったため、イギリスとアメリカを対比させてこの制約を解除する作業が、本稿の批判的検討に不可欠であった<sup>(14)</sup>。以上のように、本稿はノース（2013）を忠実に概説するのではなく、発展的に継承することを目的としている。経済学偏重の傾向が著しいため、地理学的な知見を加味することで歴史学との「均衡」を図ろうと考えたのである。そして、モノ不足の前提を解除することで、ノース（2013）とグローバル経済史が理論的に交差し得ることは十分に論証し得たと考えている。



## 《注》

- (1) 知的環境の違いも指摘しておかなければならない。日本の経済史学界では長らく唯物史観が支配的だったため、理論経済学との学术交流は不活発であったと言える。これに対して、アメリカでは経済史と理論経済学との間に大きな垣根が存在しない。たとえば、コース(1992: 42)は1920年代の「ランカシャーの綿工業においては、織工(a weaver)は、動力と作業場を借り(rent power and shop room)、織機と糸を信用で入手する(obtain looms and yarn on credit)ことができる」と述べている。家内工業の復活を示唆しているが、「動力」を使用している以上、「織機」は明らかに力織機である。明治期の日本でも電力会社が電動機を賃貸しており、力織機も分割払いで購入可能だったのであり、ここには日本の力織機化研究が学ぶべき豊かな知見が含まれている。
- (2) 「類推」を用いた理由は、「国家規模と軍事技術の関係に関する研究(the study of military technology in relationship to the size of states)」が「経済史で特に手薄になっている分野(one of the most neglected parts of economic history)」であり、「軍事技術(military technology)が政治構造に及ぼした影響(its implications for political structure)を論じたものは非常に少ない」からである(ノース2013: 59)。
- (3) 「協同組織」への評価はイデオロギー性が濃厚である。「企業」の本質に関しても、「企業が権限によって統治されている(the firm is governed by authority)」と指摘するコース(1992)を「新左翼(New Left critics)」呼ばわりしている(ノース2013: 81)。
- (4) 小原(1965: 168)によれば、ニューイングランドでは「特殊の相続法によって、土地を子供に均等に分配したために、多数の小農が発生し、副業をもたなければ生活ができない」状況であった。このような相続法の下で、大土地所有制度は存続し得ない。
- (5) この点以外に、①「私的な収益率と社会の収益率が一致する(private and social returns are equated)」, ②「収穫逦減を想定しない(assumes no diminishing returns)」, ③「子供を産むコストが個人と社会で同じ(the private and social costs of having children are equated)」, ④「貯蓄の収益率がプラスになる(a positive return to savings)」という批判がある(ノース2013: 20-21)。しかし、このうち①~③は「マルサスの制約」を想定していないという批判である。また、④も「市場が何の制約も受けずに拡大していた時代」であれば、条件として問題なく成立する。このように、新古典派経済学はまさに「アンテベラム(antebellum)・エコノミクス」であった。
- (6) 相対価格の変化によって新しい財産権が発生し、古い財産権との調整が行われる。1840年代の自由主義的諸改革は以上の観点から説明し得る。そして、自由主義的諸改革の発端は明らかに鉄道投資ブームであった。これに対して、アメリカでは交通革命がある程度予測可能であった。たとえば、鉄道投資ブームが伝播する以前から、西部開拓のために、蒸気機関の船舶への応用が進んでいた(Rosenberg 1976: 179)。
- (7) オックスフォード大学教授のH.J.ハバカク(1915-2002)が“American and British Technology in the 19th Century”(Cambridge 1962)で提起した問題である。「ハバカク・テーゼ」の意義に関して、Rosenberg(1976: 43)はアメリカ人が「技術開発のフロンティア(technological frontier)」を、労働力ないし資本の代わりに「豊富な天然資源(abundant natural resources)」を利用することが可能な方向に推し進めたことを示唆していると指摘している。アメリカで開発された技術は「労働節約型(labour-saving)」にして、「資源集約型技術(resource-intensive technology)」, つまり「豊富な天然資源」を「浪費(wastefulness)」する技術であったことを特徴としていた(Rosenberg 1976: 43-44)。ノース(2013)はRosenbergのいくつかの研究を引用しており、明らかに以上の指摘を意図的に無視している。ここまでしてモノ不足に固執する理由は、経済学的に「発生する制度の形

- 態が予測可能」(ノース 2013: 88) からの一点にあるように思われる。
- (8) スティグラー (1975: 172-173) は「綿業用機械産業 (the cotton textile machinery industry)」における紡織機の自社製造を「垂直統合 (vertical integration)」と把握し、産業の初期段階に見られる組織的な特徴と規定した。そして、産業の成長・拡大期に「垂直非統合 (vertical disintegration)」が起こるとして、「垂直非統合」を地理的集中に伴う中規模工場化の事実と関連づけようとした。これに対して、Rosenberg (1976: 15) は地理的集中に伴う中規模工場化と関連づける発想がマーシャル的集積論を下地にしていることを鋭く見抜き、マーシャル的集積論では「技術的収斂」を把握し得ないと批判している。優れた才能は分野を超えて響き合うものらしい。
- (9) この場合、必然的に「技術的発展の方向」は不明瞭にならざるを得ない。前述のように、1820年代においても「問屋制家内工業」が主流であったとすれば、古典派経済学に「科学と技術が融合した (science and technology have been wedded)」(ノース 2013: 21) という認識、あるいは産業革命によって「マルサスの制約」を脱却したという認識に欠けていても全く不思議ではない。
- (10) 双方の国において、技術進歩には「経路依存性 (path-dependency)」が見られた。この「経路」は地理的条件に大きく規定されており、イギリスが《高い土地と安い労働力》という条件だったのに対して、アメリカでは《安い土地と高い労働力》が条件であった。このように、技術発展の「経路」は地理的条件に大きく規定されていた。
- (11) 「技術的収斂」におけるように、市場が「技術的発展の方向」を規定している場合、必然的に国家が果し得る役割は限定的にならざるを得ず、外交政策によって「アメリカ企業の経営革命」を援護射撃する程度に限られる。このため、日本の開発主義的な産業政策とは異なった性質の経済政策となる。
- (12) 山本 (2005: 7) は「自然的条件に基づく生産力の優位性」を環境可能論と呼んでいる。羽二重産業に関して、数量経済史の牧野 (1997: 239) は「元々桐生が輸出向羽二重生産技術の発祥の地であった」が、「羽二重の原料生糸は湿度に対する要求度が高く、そのため生産の中心は高湿度の北陸地方へ移動した」と指摘している。しかし、こうした環境可能論的分析は、保湿性を高めるために福井県の織物業者が先糊という下拵の技術を開発し、その技術が石川県にも伝播したという重大な事実を看過している。
- (13) 牧野 (1997: 35) は桐生では「工場への指向を持たない賃機業を基礎に発展したために力織機の普及が遅れ、輸出向羽二重のマーケットを石川、福井に奪われた」と指摘している。しかし、福井・石川両県は力織機化の遙か以前に桐生・足利地方を凌駕している。北陸地方ではバツタンを使用していたため、そもそも労働力を内部化せざるを得なかった。また、品質管理制度が整備されたことで需要が拡大したことが、経営規模の拡大を促したのであって、「工場への指向」は原因ではなく、結果に過ぎない。
- (14) 資源が豊富なため、非効率的な財産権と効率的な財産権が併存する状況は、南北戦争以前のアメリカを想起させる。この意味で、この命題は資源配分における市場メカニズムの淘汰圧という新古典派的なシェーマに還元し得ない問題をも含んでいる。言い換えれば、ノース (2013) は新古典派経済学を批判しているが、新古典派経済学を乗り越えることには成功していない。

#### 参考文献

- アレン, R. C. 著, グローバル経済史研究会訳 2012. 『なぜ豊かな国と貧しい国が生まれたのか』 NTT 出版.
- 小原敬士 1965. 『近代資本主義の地理学』 大明堂.

- 川俣絹織物同業組合 1910. 『北陸地方視察報告書』川俣絹織物同業組合.
- 小木田敏彦 2016a. 「知」のボーダーレス化と歴史地理学 — グローバル経済史からの新発想 —. 拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究 36: 13-29, 2016.
- 小木田敏彦 2016b. ローカル・アイデンティティと適正技術 — グローバル経済史の観点から見た日本の近代化 —. 拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 19-1: 111-136.
- コース, R. H. 著, 宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳 1992. 『企業・市場・法』東洋経済新報社.
- シヴェルプシュ, W. 著, 加藤二郎訳 1982. 『鉄道旅行の歴史』法政大学出版局.
- スティグラー, G. J. 著, 神谷傳造・余語将尊訳 1975. 『産業組織論』東洋経済新報社.
- スミス, A. 著, 水田洋監訳・杉山忠平訳 2000. 『国富論 1』岩波書店.
- ノース, D. C. & トーマス, R. P. 著, 速水融・穂本洋哉訳 1980. 『西欧世界の勃興』ミネルヴァ書房.
- ノース, D. C. 著, 大野一訳 2013. 『経済史の構造と変化』日経 BP 社.
- ピオリ, M. J. & セーブル, C. F. 著, 山之内靖・永易浩一・石田あつみ訳 1993. 『第二の産業分水嶺』筑摩書房.
- ハウンシュェル, D. A. 著, 和田一夫・金井光太郎・藤原道夫訳 1998. 『アメリカン・システムから大量生産へ』名古屋大学出版会.
- 古島敏雄 1966. 『産業史Ⅲ』山川出版社.
- 牧野文夫 1997. 『招かれたプロメテウス』風行社.
- マーシャル, A. 著, 馬場啓之助訳 1966. 『経済学原理 II』東洋経済新報社.
- 山本健兒 2005. 『経済地理学入門』原書房.
- Rosenberg, N. 1976. *Perspectives on Technology*. M. E. Sharpe.